

介護保険施設等の指導・監査について

令和7年6月 福島県社会福祉課

1 指導方法

(1) 集団指導

制度改正の内容や過去の指導事例等について、介護保険施設等を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。または、オンライン等の活用による方法により行う。

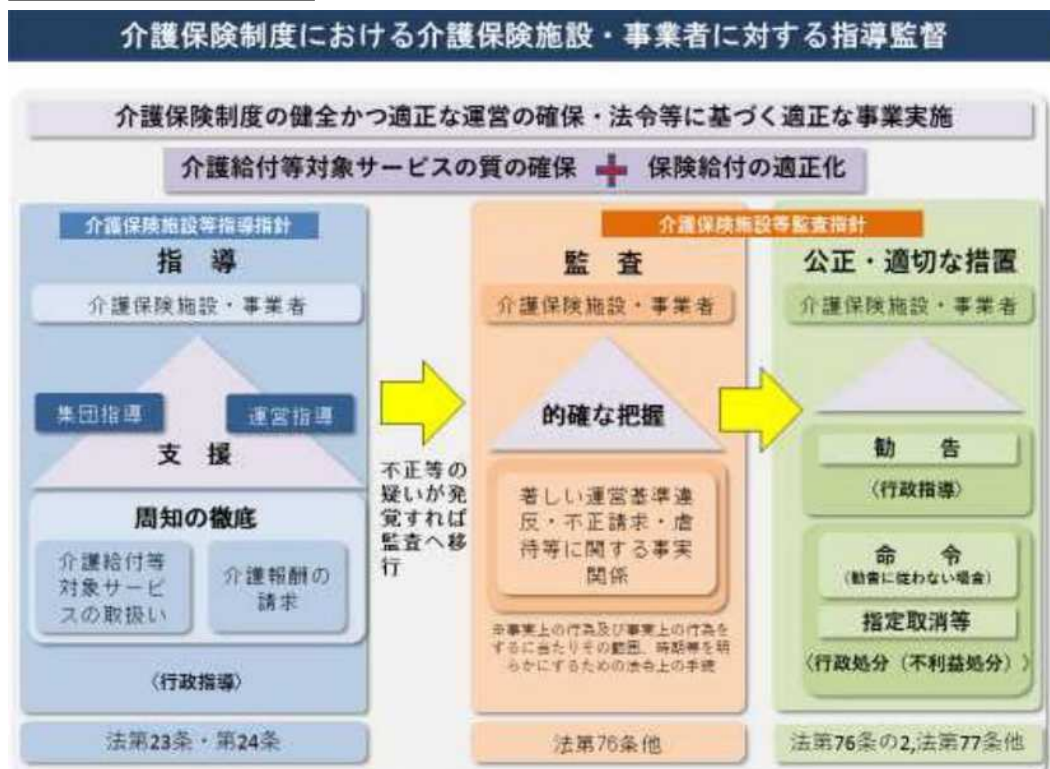
(2) 運営指導

介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況の確認のため、原則実地にて行う。

2 監査

人員基準違反、運営基準違反、不正請求、高齢者虐待が認められた場合やそのおそれがある場合に行う。

厚生労働省資料



3 運営指導（実地にて行う場合）のおおむねの流れ

【事前】

		県	施設等
(1)	運営指導通知		
(2)	事前提出資料提出 （勤務実績表、重要事項説明書、 各種加算等自己点検シート 他）		

【当日】

- (3) あいさつ（運営指導の目的、根拠法令の説明、自己紹介、指導の流れ説明 等）
- (4) 施設内確認
 - ・利用者の生活実態について
 - ・施設設備について
- (5) 資料確認
 - ・人員基準
 - ・運営基準（事故対応、苦情対応 他）
 - ・報酬（基本報酬、各種加算減算）
 - ・処遇（個別サービス計画の作成状況 他）
- (6) 講評

【事後】

		県	施設等
(7)	結果通知 （文書指摘がない場合は終了）		
(8)	改善結果報告書提出		
(9)	終了通知		

運営指導（監査）に係るメール送受信の取り扱いについて

令和7年度より経費節減や環境負荷低減（ペーパーレス）などを目的に、原則、介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法（以下「法」という。）に基づく運営指導・監査にかかる県からの通知や施設等からの書類の提出は、メールにて行うこととします。

つきましては、その取り扱いを下記のとおりとするので、ご留意ください。

記

1 対象とする文書等

＜県からの通知＞

- ① 法に基づく運営指導（監査）の実施通知
- ② 法に基づく運営指導（監査）の結果通知
- ③ 法に基づく運営指導（監査）の改善結果（終了）通知

＜県への提出書類＞

- ① 法に基づく運営指導（監査）の事前提出資料 ※実施通知に記載の資料
- ② 法に基づく運営指導（監査）の結果通知による改善結果報告書及び根拠資料
- ③ その他、県から指示された資料

提出先は各保健福祉事務所です。

2 メール到達の確認方法

＜県からの通知＞

- 県からの通知で「開封確認」を要求された場合は、そのまま了解してください。
- 県からの通知で「開封確認」を要求されなかった場合（メールの設定上、開封確認要求に返信しないとしている等）については、お手数ですが「開封確認」と本文にベタ打ちしてメールにて返信してください。
- 開封確認がなかった場合は、県より電話にて確認の連絡をさせていただきます（送信後、休日を除く3日後を目安に連絡）。

＜県への提出書類＞

- 県への提出書類は、通知に記載の提出先に提出期限までにメールにて提出してください。なお、提出が遅れる場合は、提出先に電話連絡してください。
- 提出期限までに連絡がなく、提出がない場合は、県より連絡させていただきます。

「開封確認」に御協力

よろしくお願いいたします。

3 資料送付にあたっての留意点

- 大量の資料をメールで送付する場合、容量オーバーで受信できないことがあります。その場合は、提出先に確認の上、指示を受けてください。場合によっては、郵送にて資料をお送りいただくことがあります。
- 事前調書など県で定めている様式以外の資料（運営規程、重要事項説明書など）は、特段の指示がない限り、白黒とし、PDFにてお送りください。

※上記については運営指導の実施通知とあわせてお送りいたします。

「人員・運営基準自己点検シート」について

- 適正な事業の運営の実現のためには、**事業所自身による自己点検が重要**です。
- 令和7年度よりサービス種別ごとに「人員・運営基準自己点検シート」を作成しましたので、自己点検に活用してください。
- 運営指導の対象となった（＝実施日の概ね1月前に実施通知が送付されます）場合のみ、事前提出資料として県へ提出していただきますが、**運営指導の対象か否かに関わらず、すべての事業所が自己点検を実施してください。**

【例】生活介護

運営基準（事業所の運営に関すること）						
人員・運営基準自己点検シート 兼 運営指導調書【シート②】						
生活介護						
○ 下記項目について ○ ★は適正な措置 【運営指導（実地指導）】 ○ ①～③すべての項目について ○ 運営指導当日に ○ 利用者個別の契約書や						
県条例や解釈通知のうち、最低限押さえておくポイントを記載しています。 欄に○を入力してください。（オプション） シートは3つあります。 ① 人員基準関係 ② 運営基準（事業所運営関係） ③ 運営基準（利用者処遇関係）						
内容及び手続の説明及び同意	はい	いいえ	該当なし	準備書類	県確認欄	
重要事項説明書に必要事項を記載していますか。						
☐ 運営規程の概要 ☐ 従業者の勤務体制 ☐ 事故発生時の対応 ☐ 苦情処理の体制 ☐ 提供するサービスの第三者評価の実施状況						
重要事項説明書の記載内容は、実態と一致しているものと相違していますか。						
利用申込者に対し、重要事項説明書等を交付して重要事項の説明を行い、同意を得ていますか。				重要事項説明書		
重要事項説明書の記載事項（利用料金を含む）に変更があった場合、当該変更について利用者に説明し同意を得ていますか。				利用契約書		
サービス提供に係る契約が成立したときは、必要事項を記載した書面（契約書）を交付していますか。また、署名捺印や日付の記載等に漏れはありませんか。					適・否	
契約支給量の報告等	はい	いいえ	該当なし	準備書類	県確認欄	
利用者の受給者証に契約支給量や契約日等の必要事項を記載していますか。				受給者証写し	適・否	
市町村に対して、受給者証記載事項その他の必要な事項を、利用契約締結後遅滞なく報告していますか。				契約内容報告書	適・否	
受給資格の確認	はい	いいえ	該当なし	準備書類	県確認欄	
利用者が提示する受給者証によって、支給決定の有無や有効期間等を確認していますか。				受給者証写し	適・否	

「福島県ホームページ(<http://www.pref.fukushima.lg.jp>)」－「組織でさがす」－「社会福祉課（福祉監査担当）」－「監査資料、実地指導事前調書、参考調書等について」－「令和6年度 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく運営指導 提出資料」 ※ホームページからダウンロードできます（7月末までに掲載予定）

一般職員へのヒアリングの実施について

- 令和7年度より、運営指導の中で職員に対するヒアリングを実施します。
- ヒアリングは、日頃利用者の支援に当たる職員の皆さまからサービス提供の実態などをお聞きし、不適切な支援を未然に防止するために行うものです。
- 対象職員は、当日の勤務状況等を踏まえて、決定します。
管理者を除く職員の中から2～3名の方に御協力いただきます。
- 1人当たり10～15分程度を想定しています。
- ヒアリングのための個室を御用意ください。

令和6年度介護保険施設等指導状況について

福島県社会福祉課（事業所監査担当）

1 運営指導(対象施設等において実地に行う指導)

種 別	県指導対象数 a(箇所)	指導数 b(箇所)	実施率 b/a(%)	文書指摘数 c(件数)	1施設あたり指摘数 c/b(%)	主な文書指摘内容
訪問介護	196	12	6.1%	11	0.92	BCP未策定、重説内容不足、事故報告漏れ
訪問入浴介護	45	2	4.4%	0	0.00	—
訪問看護	151	10	6.6%	2	0.20	虐待発見時未通報
訪問リハビリ	38	4	10.5%	6	1.50	BCP未策定、変更届未提出、加算実施記録無
居宅療養管理	29	0	0.0%	0	—	—
通所介護	182	19	10.4%	7	0.37	兼務職員勤務時間未整理、加算実施記録無
通所リハビリ	102	26	25.5%	11	0.42	BCP未策定、変更届未提出、虐待防止指針未策定
短期入所生活	250	58	23.2%	10	0.17	夜勤職員配置加算に係る要件未確認
短期入所療養	110	31	28.2%	19	0.61	BCP未策定、変更届未提出、虐待防止指針未策定
特定施設生活	42	0	0.0%	0	—	—
福祉用具貸与	134	0	0.0%	0	—	—
福祉用具販売	138	0	0.0%	0	—	—
介護老人福祉施設	115	30	26.1%	21	0.70	各種加算要件を満たさず請求、事故報告漏れ
介護老人保健施設	55	16	29.1%	20	1.25	BCP未策定、変更届未提出、虐待防止指針未策定
介護医療院	5	1	20.0%	3	3.00	徴収できない料金の徴収、加算要件を満たさず請求
合 計	1,592	209	13.1%	110	0.53	

※県指導対象数は令和6年4月1日現在である。
※上表には、休止中事業所及び医療みなしの事業所を除き、予防介護を含む。
※今回より文書指摘件数のみとし、1施設あたりの文書指摘件数に変更した。

2 集団指導(説明会形式による指導)

ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式で実施（対象816事業所中757事業所が確認 実施率92.77%）

3 監査(不適正情報等がある場合、実地指導において不正若しくは著しい不当が確認された場合に実施)

<単位：箇所>

種 別	監査実施数	改善勧告数	行政処分数		不適正な内容
			効力の一部停止	指定取消	
通所介護	1	0	0	0	人員欠如減算未実施 ※行政指導にて処理
訪問介護	2	1	1	0	同一時間帯での複数サービス、同一建物減算未実施
介護老人福祉施設	1	1	0	0	身体的虐待
短期入所生活介護	1	1	0	0	身体的虐待（施設併設）
介護予防短期入所生活介護	1	1	0	0	身体的虐待（施設併設）
合 計	6	4	1	0	